

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会

第1回議事録

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

午前10時00分開会

○玉岡課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本委員会の事務局を務めます、福祉保健局少子社会対策部育成支援課長の玉岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。資料の1枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。本日は、資料1から資料6、及び参考資料1から5までございます。また、森田委員、赤石委員、椎葉委員の資料の提出がございました。また、常用の参考資料として現計画の冊子を置かせていただいております。

資料の不足等がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、資料2の委員名簿によりまして、委員の御紹介をさせていただきます。

まず、外部の委員の方から五十音順で御紹介させていただきます。

初めに、母子・父子福祉団体、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長の赤石委員でございます。

特別区児童主管課長会から、荒川区子育て支援部参事（子育て支援課長事務取扱）、伊藤委員でございます。

母子生活支援施設、施設部会代表、社会福祉法人大洋社常務理事、齋藤委員でございます。

母子・父子福祉団体、一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会会長、椎葉委員でございますが、本日は代理で伊藤事務局長に御参加いただいております。

学識経験者として、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授、新保委員でございます。

同じく学識経験者といたしまして、東洋大学社会学部教授、森田委員でございます。

東京都市子育て関連担当主管課長会から、小平市子ども家庭部家庭支援課長、柳瀬委員でございます。

東京労働局職業安定部職業安定課長、山口委員でございます。

続いて、東京都委員を御紹介いたします。

住宅政策本部住宅企画部企画担当課長、小井沼委員でございます。

同じく、住宅政策本部都営住宅経営部管理制度担当課長、渡辺委員でございますが、本日は欠席でございます。代理で管理企画担当、出口課長代理に御出席いただいております。

産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長、萩原委員でございます。

福祉保健局生活福祉部計画課長、新内委員につきまして、本日御欠席とのことでございます。

最後に、福祉保健局少子社会対策部長、谷田でございます。

続きまして、事務局でございますが、私、育成支援課長の玉岡のほか、名簿の下段の事

事務局欄に書かれているメンバーが事務局として参画をさせていただきます。

以上、委員13名、事務局5名の体制で検討してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席数でございますが、委員13名中10名ということで、定足数を満たしていることを御報告いたします。

なお、本委員会は公開でございますが、配付資料、議事録につきましては、後日、ホームページで公開することを申し添えさせていただきます。

それでは、ここで少子社会対策部長、谷田から一言御挨拶を申し上げます。

○谷田委員 改めまして、少子社会対策部長、谷田でございます。

委員という形を務めつつ、半分事務局と申しますか、ちょっと微妙な立場かもしれませんが、東京都側を代表いたしまして最初に一言御挨拶申し上げます。

皆様方は御案内のところだと思いますが、ひとり親家庭に関する東京都の計画というものにつきましては、当時の母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めます都道府県計画といたしまして、平成17年4月に第1期の東京都ひとり親家庭自立支援計画を策定いたしまして、現在は平成27年度から開始されております第3期計画で、本年度はこの最終年度に当たっております。この間、平成27年4月には、生活困窮者自立支援法が施行されまして、就労支援や資格取得支援、子供の学習支援等の事業が拡充されてまいりました。

都におきましては、平成17年に策定いたしました次世代育成支援東京都行動計画を引き継ぐ形で、社会全体で子供と子育て家庭を支援する子供・子育て支援総合計画を平成27年3月に策定いたしました。また、その中で、ひとり親家庭への支援の充実も目標として掲げてまいりました。

そのような中、平成28年度には子供を主体とする児童福祉法の改正が行われまして、新しい社会的養育ビジョンが示される中、昨年度は、皆さんも御記憶に新しいと思いますが、痛ましい児童虐待の事件がございまして、子育て家庭の地域での孤立とかDVなどがその要因として指摘されたところでございます。

一人で子育てと家計を支えるひとり親の抱える生活全般にわたるさまざまな課題、また困難な状況を支援していくための施策や事業が、ここに集まる委員の皆様方を初めといたしまして、官民含めて多くの機関により実施されているところでございます。資料にもつけているところでございますが、ひとり親家庭を対象に含む多くの施策が展開されているというのも現実だと思います。

しかし、ちょうど私も昨年就任いたしましたけれども、職員からもいろいろと事業にまつわる状況を聞くにつけ、やはり支援が必要な家庭ほど支援につながらないという声が各方面で聞かれているという報告を私も受けておりますし、実際、そこら辺のところは皆さん悩んでいるところなのだろうなと実感しているところでございます。

今回、第4期のひとり親家庭自立支援計画策定に向けて、この委員会の中で皆様方からの忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、今後、必要とされている施策の方向性を検討い

たしまして、東京都の進むべき指針となる計画を策定してまいりたいと考えております。

会議の冒頭に当たりましてそうしたことをお話し申し上げさせていただきまして、また、ぜひ今後御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○玉岡課長 それでは、今回は初回ですので、資料1「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定委員会設置要綱」でございますが、こちらの第3条の3の規定に基づきまして、委員長を委員の互選により決定させていただきたいと思ひます。

委員の皆様、いかがいたしましょうか。

赤石委員、お願ひいたします。

○赤石委員 私から、個人的にもお世話になっておりますが、ひとり親家庭福祉を専門分野として研究者として実績のある森田委員に委員長をお引き受けいただけましたらと思ひます。

○玉岡課長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○玉岡課長 ただいま赤石委員から委員長は森田委員にとの御発言がありました。御異議なしということでございますので、本委員会の委員長は森田委員と決定させていただきます。

大変恐縮でございますが、森田委員は委員長席にお移りいただけますでしょうか。

（森田委員、委員長席に移動）

○玉岡課長 続きまして、副委員長でございます。副委員長につきましては、設置要綱第3条の3の規定によりまして委員長の指名によるものとされております。

森田委員長、副委員長の御指名をお願ひいたします。

○森田委員長 それでは、私の足りないところを助けていただく新保先生にお願ひしたいと思ひますので、よろしいでしょうか。

○玉岡課長 それでは、ただいま森田委員長から副委員長に新保委員が指名されました。大変お手数ですが、新保委員、副委員長席のほうにお移りいただけますでしょうか。

（新保委員、副委員長席に移動）

○玉岡課長 それでは、委員長及び副委員長のほうから御挨拶をお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、森田委員長から御挨拶をお願ひできればと思ひます。よろしくお願ひします。

○森田委員長 東洋大学の森田でございます。

私は、ちょうど皆さんのお手元にある第3期のひとり親の自立支援計画を作成するときに関わらせていただいて、そのときに多くのひとり親を支えていらっしゃる団体の方々と一緒に議論をしてきたという経緯がございます。

そこからちょうど次世代育成支援の行動計画の次の期、そして、子供・子育ての事業計

画等のスタートというのがありまして、その中で一般施策とこういった個別のひとり親という人たちに対する施策というものが、どんな形で絡み合いながら子供・子育てを支えていくのかということ、私なりに幾つかの自治体施策とのかかわりの中や研究の中で考えて、そして実践してきたつもりですが、今、部長のほうからお話がありましたように、本当に考えられないような厳しい子育ての実態や子供たちの実態が刻々と報告されていて、その中にひとり親という暮らしの実態がかなり問題としては深刻化しているということも見受けられます。

そういった中で東京都がどんな計画をつくっていくのかということについては、日本の中でも中心的なリードを果たしていかなければならない計画であると私自身も考えております。

ぜひ皆さんの御意見、あるいは現場の中で抱えていらっしゃる課題といったもの、そして当事者の方々の声をしっかり反映させながら、今やらなければいけないことを、私は社会福祉が専門でございますので、社会福祉の視点のある意味では中核に据えながら計画というものを考えさせていただければと思っております。

この時期、本当に皆さんお忙しい中、大変でございますけれども、ぜひ御協力いただき、よりよい計画がつくれますことに御協力いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○玉岡課長 続きまして、新保副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○新保副委員長 神奈川県立保健福祉大学の新保と申します。

大任を仰せつかりました。森田委員長を補佐して、丁寧な計画づくりを進めることができるように努めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○玉岡課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては、森田委員長のほうにお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森田委員長 それでは、皆さん、よろしくお願ひいたします。

議事に入らせていただきます。議題1でございますけれども、皆さんのお手元でございますが、4期のひとり親の自立支援計画の検討体制とスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○玉岡課長 それでは、資料3「子供と家庭に関する計画の改定について」というA4横長の資料がございますが、そちらに基づきまして簡単に御説明させていただきます。

今年度は、こちらにございますように、この委員会で御意見を賜りますひとり親家庭自立支援計画を含めまして3つの計画の改定年度に該当しております。左側に①となつてございますが、子供・子育て支援総合計画というものと、右側の②③というところで、社会的養育推進計画及びひとり親家庭自立支援計画といったものの整合を図りながら、それぞれ改定作業を進めていくということでございまして、今般御議論いただくひとり親計画につきましては、2020年度から2024年度までの第4期の計画となるものでございます。

続きまして、各計画の改定に向けた検討スケジュールでございます。下の表をごらんいただけますでしょうか。子供・子育て総合計画につきましては、こちらの会議名がござい
ますが、「子供・子育て会議」、社会的養育推進計画につきましては「児童福祉審議会」
でそれぞれ御議論いただくことといたしております、それと時期を一にして、ひとり親
計画について本委員会でご検討いただくものでございます。

次のページにございますが、各計画の改定に当たっては、東京の子供や家庭をめぐる状
況に留意をしまして検討を進める必要があると考えておまして、ここにありますような
状況を踏まえながら、各計画における具体的な策定内容でございますが、①の子供・子育
て支援総合計画では、「主な記載事項」というところがござい
ますが、その中で、例えば
④の「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」、これは当然のことながらひとり
親家庭も対象として含まれるものでございます。

また、②の社会的養育推進計画のほうに目を移していただきますと、「主な記載事項」
の中の上から4つの○に「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転
換」というものがござい
ますが、この中には母子生活支援施設も対象として入ってくる
ということで、これらの項目につきましては、特にひとり親計画において記載される内容が
それぞれの計画にも反映されるようにしていきたいと考えております。

本委員会の計画スケジュールというところで、次のページをごらんいただけますでし
ょうか。今後のスケジュールでございます。

第1回目、本日でございますが、まず、ひとり親家庭支援施策の実施状況と課題の整理
をさせていただくとともに、委員の皆様方から基本的な御所見等をいただきたいと思っ
ております。

第2回、6月18日でございますが、こちらは特に母子生活支援施設に焦点を当てまして、
施設の現状と課題の整理を御検討いただきたいと思っております。

7月23日の第3回でござい
ますが、これらを踏まえまして今後の支援施策について、第
4期計画のもとで推し進めるべき施策につきまして、委員の皆様方から特に集中的に御意
見をいただきたいと思っております。

それらを踏まえまして事務局で計画案骨子のたたき台を検討いたしまして、第4回、少
しあきまずけれども、10月中旬に計画案の骨子の検討を御議論いただきまして、その御意
見を踏まえ、12月、第5回で計画案に係る最終的な御意見をいただくこととしたいと思っ
ております。

その後、パブリックコメントなども実施をさせていただきまして、年度末までに最終的
に取りまとめるということで御予定をさせていただいております。

簡単でございますが、資料3の説明は以上でございます。

○森田委員長 それでは、今、御説明いただきましたけれども、この件に関しまして御質
問、御意見などがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

この件に関しては特段御意見がないようですので、議事を進めてまいります。

本日の議事の進行でございますけれども、続きまして、直近の調査に基づくひとり親家庭の現状、及び第3期以降のひとり親施策の実施状況となっておりますので、これについて事務局から御説明をいただいた上で、皆さんに御質問とか、あるいはそれに関して関連の情報とか御意見を頂戴できればと思います。そのような形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

○玉岡課長 それでは、まず初めに、資料4「直近の調査に基づくひとり親家庭の現状」について、A4縦版のホチキス留めのものをご覧いただけますでしょうか。

こちらは、時間の関係もございますので、一部のみの御紹介となりますが、ひとり親家庭となるそれぞれの基本的なデータについて、調査結果の内容について簡単に抜粋をさせていただきます。

1 ページの下のところ、説明文にありますとおり、まず、ひとり親家庭の背景といたしまして、東京都における婚姻、離婚の状況というところで、下のところに都における離婚率が出ておりますが、平成29年度では2万3000組余りとなっております。

2 ページをごらんください。母子世帯及び父子世帯の数でございますけれども、こちらにございますように、母子は6万世帯前後で、世帯全体に占める割合としては1%程度になってございます。また、父子につきましては6,000世帯余り、割合では0.1%程度で、母子の10分の1になってございます。

3 ページ、ひとり親世帯の所得状況でございます。年間収入を見ますと、母子につきましては、ここにございますように100～200万円未満をボリュームゾーンといたしまして、合わせて6割近くの方が400万未満という収入の状況になっております。一方で、父子の世帯につきましては600～800万円未満のゾーンが最も多い23.2%と、母子と父子では収入の傾向に違いが見られるという状況がございます。

4 ページの就労状況でございます。正規職員・従業員の状況を見ますと、ひとり親世帯の父については正規職員・従業員の割合が8割近くを占めるのに対しまして、母子世帯の母につきましては約4割にとどまるというところで、経年で言えば増加傾向にあるものの、パート等の割合も30%強となってございまして、雇用の不安定さが見てとれる状況となっております。

5 ページに住まいの状況がございます。こちらも同様の状況となっております。下段に昨今のトピックスといたしまして養育費の取得状況がございますが、養育費を受け取っている割合はおおむね3分の1にとどまっているところでございます。

一方、ひとり親家庭における子供をめぐる状況として、面会交流につきましては次の6ページにございます。こちらのほうもおおむね全体の3分の1程度となっております。これまで御説明したようなことも含めまして、ひとり親の方々につきましてはさまざまな課題があるということがございます。

7 ページをごらんいただきますと、そうした状況の中、ひとり親の方々の実感として、

現在悩んでいること、困っていること等をまとめているものですが、特に家計や仕事について悩んでいる方が多く、お仕事につかれた後は、家計に加えて子供の将来についての不安に目が向いていく傾向が見てとれるような状況になっております。

そのような中で、8ページでございますけれども、公的制度の利用状況としては、児童育成手当などの手当や助成などにつきまして、日々の最低限の生活とか医療等にかかる経済的負担の軽減につながるような制度につきましては、ここにありますように利用が高い一方、例えばひとり親家庭ホームヘルプサービス等を利用されない割合が高い施策も多くございます。

9ページ以降に、ひとり親家庭の中でのお子さんとの関係というものについてもまとめさせていただいております。9ページの上段にあります、特に家庭でお子さんとお過ごし時間が十分にとれていないと回答する割合が多い状況でございます。

10ページのほうには、子供を預けていて不満に思うことというところで、特にひとり親世帯につきましては、上の表でございますように、夜間や休日に利用できないとか、子供が病気のときに利用できないといったところを高い割合で不満に思っている方が多いということとなっております。

簡単ではございますが、資料4の御説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料5-1「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）の進捗状況」でございます。A4横版のホチキス留めの資料をごらんください。こちらにつきましては、詳細についての説明は今回は省略させていただきますが、現行計画での進捗状況を現在の支援計画の「相談体制の整備」「就業支援」「子育て支援・生活の場の整備」「経済的支援」、の4つの柱のそれぞれの事業を年度ごとに実施状況をまとめさせていただいているところでございます。

また、13ページ以降、資料5-2につきましては、特に現行の第3期計画策定以降の新規事業等について別出しで御紹介させていただいておりますので、また後ほどごらんいただきまして、今後の御議論の参考にさせていただければと思います。

続きまして、資料6「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定に向けた検討課題（ひとり親施策全般）」というA4横版の資料をごらんいただけますでしょうか。

こちらが、これから皆様方に御意見等をいただきたいと思っております次期計画の検討課題として、まず現状として事務局でまとめさせていただいているものでございます。簡単に御説明させていただきます。

先ほども触れさせていただきましたが、自立支援計画の現行の4つの柱に区分いたしましてそれぞれ整理をさせていただいております。

1つ目として「相談体制の整備」でございます。先ほど来お話しさせていただいているところでございますが、既に先ほどの資料5の中でも、各種施策を実施させていただいているところでございますが、そうした施策にひとり親の皆様方がつながらないという課題を一つ大きな課題として捉えているところでございます。

例えば、区市町村相談窓口の認知度につきましては43.6%というところでございます。先ほどごらんいただきましたが、事業として利用されない割合が高い事業として、例えば家事や育児を行うホームヘルパーを派遣するホームヘルプサービス事業につきましては32.7%にとどまっているなど、これらの施策につきましてどのようにひとり親の皆様方に周知していくのかというところが一つポイントになるかと思っております。

また、これは委員の皆様方がこれまでも御指摘をいただいているところでございますが、特に母子家庭の母に多いところでございますが、DVなどによる自尊感情の低下等により、社会的にそもそも孤立してしまっていることも多く、みずから支援につながったり、相談することが難しいということもございます。そうした世帯に対するアプローチ、支援の方法などについても御検討いただければと思っております。

2番目、面会交流の未実施というところがございます。こちらにつきましては、平成24年の民法改正で、協議離婚をするときは面会交流及び養育費の負担等について協議で定めると規定され、これらについても社会のほうでの認知が向上してきているところでございますが、実際の実施状況となりますと、なかなか厳しい状況がございます。面会交流の意義といたしましては、ここがございますが、親の離婚は子供にとっても大きな喪失体験というところで、その後の子供の健やかな成長を後押しするものとして面会交流の実施については意義があるとされておりますが、そうした中で取り決めをしても、実際には行われていない世帯が16.9%もあるということなど、継続して面会交流を行うことには難しさがあるというところがございます。それぞれについて正しい面会交流の意義などを伝える支援策についても御検討をいただきたいと思っております。

2つ目の柱といたしまして「就業支援」でございます。(1)にございます「就労状況の不安定」につきましては、先ほど御紹介させていただきましたが、正規雇用の割合を見ましても、以前に比べて改善はされているものの、特に母子家庭については4割近くというところで、低い状況にあります。また、母子家庭の3割近くにつきましては、今後、転職することを希望しているなど、現状の就労状況に満足をされていない御家庭も少なからずあるというところもございまして、そうしたことを踏まえたポイントとして、より安定した収入の高い就業に向かうことができるような支援について、あるいは離婚前後の生活環境の激変を踏まえて、すぐに就労が結びつかない場合に、ひとり親の皆様方のそういった時期をどのようにカバーしていくのか、そうしたことについても御検討いただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、3つ目の柱でございます。「子育て支援・生活の場の整備」でございます。1つ目の「仕事と子育ての両立の困難」というところでございますが、先ほども御紹介をさせていただきましたが、例えば仕事をしている間のお子さんの預け先に関して不満に思うこととして、病気の時、あるいは夜間や休日に利用できないといったお声をいただいているところがございます。また、帰宅時間についても遅い傾向にあるということで、例えば父子家庭の父については7時台とか8時台になってしまう。母子家

庭の母につきましても6時台、7時台となつてございまして、いわゆる両親がいらっしゃる世帯でも共働きであれば厳しい中、父子、母子家庭については仕事で時間がとられてしまつて、先ほども触れさせていただきましたが、お子さんとの時間も十分とれないような状況も、こういったところが背景としてあるのかなと考えております。

そうしたことを踏まえまして、保育サービス、ホームヘルプサービスなど、活用できる既存事業とか、ニーズに合ったサービスを利用できるような環境整備の推進につきましても御検討いただければと思います。

2番目の「住まいに関する不安」ということで、先ほどは省略させていただきましたが、ひとり親世帯の過半数が借家・賃貸住宅に住んでおりまして、収入が低い世帯の多いひとり親にとっては家賃が家計に及ぼす影響も大きいところでございまして、ひとり親が入居しやすい住居の情報周知も含めた住宅確保の支援等につきましても御検討いただければと思つてございます。

また、「経済的支援」でございまして、収入が低いというところは先ほども御紹介させていただきましたが、収入源としましても先ほどの養育費の問題も非常に大きなファクターになっていると考えられてございます。そうしたことも含めて、養育費の取り決め、安定した取得を実現するために必要な周知や支援方法、あるいは現行行われております児童扶養手当、児童育成手当、母子及び父子寡婦福祉資金など、ひとり親が活用できる施策について必要な家庭に支援が届くよう、周知方法についても御検討いただければと思います。

また、相談につながらないといったところもございまして、現在、相談の体制として東京都としてはひとり親家庭支援センターを飯田橋のほうに設置をしておりますが、そうした体制そのものにつきましても、また皆様方に御意見等もいただければと思つてございます。

事務局からの御説明としては以上でございまして。

○森田委員長 今、事務局のほうから、ひとり親家庭の統計調査から見た現状、さまざまな関係機関等において実施されている福祉施策の実施状況について御説明いただきました。

それでは、これから皆さんから質問や御意見を頂戴したいと思います。時間の関係上、お一人に十分な時間をとることができませんので、自己紹介を兼ねて皆様から3分から5分ぐらいで御発言をいただきたいと思つております。それぞれのお立場でひとり親にかかわっておられる専門の方々でいらっしゃいますので、そこで日ごろお感じになっていらっしゃることで、それから今、東京都のほうから出された課題について、御意見等を含めていただければと思います。1時間ぐらいの時間をそこにとりたいと思つておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、資料を出して下さっている赤石さんは、それをお使いくださつてお話しただければと思います。もちろん、ほかの方々もその資料を使つて下さつても全然構わないと思つておりますので、赤石さんのほうからまずお話をいただくということで、私たちを飛ばして、赤石さんからこちらに行くという形でまずお話をいただいでいいでしょうか。3

分から5分という非常に短い時間ですけれども、申しわけありませんが、お願いしたいと思えます。

○赤石委員 お時間をいただきましてありがとうございます。NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむというNPOで理事長をしております赤石です。

何の資料を提出していいのかよくわからないまま、何か出したほうがいいのかなど思っ
て出させていただいていますので、今、お出ししているのは私どもの活動から見えるシン
グルマザーの状況になります。後半にどういうことが問題点なのかということを書か
せていただいております。

私ども、「ママが元気になれば子どもたちもしあわせに」ということで、無料のメルマ
ガ会員さんが2,100人ぐらいになっておられますけれども、就労支援事業、電話相談やグル
ープ相談会、セミナー事業、情報発信として出版やひとり親新聞『Smoms』の発行、それか
ら3月に入学のお祝い金としまして、御寄附を原資に3万円、高校生には4万円をお送り
する事業をしております。

4つ目のこまに行きますが、相談などから見えてくること。東京都はやはり児童育成手
当という手当があることで、ほかの自治体のお母さんたちに比べれば、ある程度困窮しに
くいというのはあるなど、全国から御相談を受けますので、日々思っております。

一方、公共交通機関が発達していますので、あと運用面の違いもあると思うのですけれ
ども、生活保護を比較的受けやすい状況になっておられますので、ある研究者の調査だと、
母子の18.8%が生活保護を受けていらっしゃるというデータがございます。ただ、DV被害
を受けてシェルター、あるいは母子生活支援施設などに行った後、生活保護を受けられる
という道筋が結構あると思うのですが、その後、長期化しており、そこへの有効な支援が
ないなという感じで、長期化してしまったときにどうやってプッシュするのかというの
がない状況かなと思います。

あと、やはり東京ですので、民間支援がいろいろふえてきている。ふえてきているのは
よいかなと思うのですけれども、その結果、いろいろなことがばらばらに起こっておりま
すので、そこへの全体的なエコマップをつくるなんていうのはないわけですので、何がこ
の方に投入されているのかというのがわからないまま、皆さんいろいろなことをやってい
る、ソーシャルワークが不足しているなど思っております。あと、保育所の入所が困難と
か、そういうことは基本的に東京の非常に大きなデメリットになっております。

あと、先ほども問題として挙げられました病児保育とか、保育の横出し部分のところが
ひとり親ホームヘルプサービスも含めて、まだ使いにくいということがあります。

また、別居中に孤立しているのだけれども、ひとり親としては認定されていないので、
何の施策も利用できないというような方が非常に多くて、DV被害で生活保護のほうにつな
がる方もいらっしゃるのですけれども、そこへの施策がないために、ここから孤立が始ま
ってしまうということがあるかなと思います。

私どもは当事者団体が発展してできた支援団体ですので、グループ相談会をやったり、

また深く支援をしたりしております。

それから、就労支援。ざらざらと見ていただければいいのですけれども、企業と連携した就労支援。

新入学のお祝い金というのは、ここで困窮されて本当にお困りの方がいらっしゃるのを支援しておりますが、11というこまを見ていただくと、多くのお母さんは交流事業を望んでいらっしゃいます。なので、バーベキューとか、夏のイベントとか、いろいろな企業さんと連携したイベントをやっている、ここでいろいろな交流が起こるわけですが、さらに大変な方にはいろいろな個別の支援をしたり、セミナーを受けていただいたりする。多くの方は交流事業で元気になっていたら、その後、卒業して、いろいろ御自分のことを解決しているという感じはいたします。しかし、一方で、非常に自己尊重感が低くて、何か介入が必要な方というのがいらっしゃるということだと思います。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、子供の貧困関係で、子供の生活実態調査というのが阿部彩先生のもとでやられていると思うのですが、それはここにはどういうふうなルートで参考になるのか。書いていないのかなと思ったので、この委員会はどこまでの分野を把握するのか、あるいはどういう調査を参考にするのかというのがよくわからなかったのです。例えば子供の生活実態調査の中でも、親の抑鬱状況、特にひとり親が厳しいであるとか、夜間とか早朝に一人でいる子供が多いとか、そういったデータが上がっていますので、ぜひそれをコンパクトにまとめて提供していただけるといいのではないかと思います。

あとは、先ほどもおっしゃってくださっていることが多いので、仕事と子育ての両立の困難というのはやはり大きいと思います。データを見ますと、3歳までに離婚されているという方が非常に多いのです。これは産後の夫婦関係のクライシスという言葉がありますけれども、そこをなかなか乗り越えられなかった方たちが早期に離婚されているような気がいたしますので、その方たちはお仕事と子育てを両立するのは非常に困難だということで、ここに何らかの投入が必要かと思っております。

それから、私どもは就労支援をしているので、いろいろな方と面談するのですけれども、皆さんキャリア相談を受けておられない。だから、御自分がどんな強みがあるのか、こういったことを全く認識しないまま、しかも労働市場がどう変化しているかも知らないまま、手近の仕事につく傾向があります。ですので、こういったところの情報提供はもっと必要だなと思います。

この間もお話をしたときに、うちの「未来への扉」をダブルワークの支援ではないのですかと言われて、「違うのです。私どもはもっと正規職の御案内をしているのですよ」と言ったら、「そうなのですか」と。その方は量販店でお仕事をしていて、これから教育費がかかるので、もう一つの仕事を探して私どもに応募したということがわかりました。そういうことがあります。

それから、19のこまですが、自営業の罨というのが起こっているなと思います。エステ

サロンとかネイルとか、御自分の希望する時間で働けるということで、こういったことにつく方が結構ふえている。比較的学歴が低い方かなと思うのですが、その方たちが自由に時間ができると言われても、実は接客なので夜にかかってしまって、在宅もそうですが、こういった自営の罫というのはあるような気がいたします。

そういったことを書かせていただきましたが、時間もあれなので、読んでいただければと思います。

○森田委員長 ありがとうございます。

○赤石委員 もう一個だけ言いたいのですけれども、面会交流のところ、これは多くの行政文書にこういうふうに書かれるので書いておられるのだと思うのですが、親の離婚は子供にとって大きな喪失体験であり、面会交流を正しくすることが意味があるというような書き方をされております。私どもは当事者団体でございますので、ここにはやや違和感があり、お母さんたちもこういう書かれ方をするとしんどいだろうなと思います。

やはり面会ができない方もいらっしゃる。また、2011年の民法改正以来、裁判所が面会交流をすることをデフォルトにしてしまったがために、非常に困難な事例でも調停などで面会交流が決定してしまう。法テラスなどのところで弁護士さんを立てると、まあまあここで合意しなさいよみたいなことを言われてしまう。こういった状況の中で、面会交流を強制的に取り決められてしまったがために、なかなかできない。

でも、子供にとって全ての離婚が喪失体験なのであるかということ。子供にとっては、親の葛藤状態から平和な距離を置けるようになって安心できる体験になっているお子さんもいらっしゃいます。ですので、こうした書きぶりが、しかも正しい面会交流と書かれますと、お母さんたちにとっては違和感があり、受け入れがたいのではないかと思いますので、このあたりをもう少し当事者の実施している方の声を聞いていければと思います。

裁判所は、面会交流ありきの調停結果をずっとこの8年間出してきて、実施できないために葛藤状態が多くなり、再調停がふえている。これによって裁判所の負担もふえているということで、この間、少し見直しの意見も出ているやに聞いておりますので、そのあたりも踏まえた書きぶりになったらいいなと思いました。

以上です。

○森田委員長 それでは、今、例えばこの赤石さんのほうからの話がありましたけれども、もしそれに対して担当されているところで、それに対して少し重ねていただけたら議論はさらに進むと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、荒川区の伊藤委員からお願いいたします。

○伊藤委員 荒川区役所子育て支援課長をしております伊藤と申します。

私の課は、ひとり親女性福祉係が母子相談員、母子・父子自立支援相談員を配置し、計画に掲載されている事業のほぼ全てに関わっています。また、母子生活支援施設も所管しております。

今回、ひとり親家庭の自立支援計画を東京都が改定するにあたり、東京都の施策をうまく各区市に取り込めると、私たちとしてもすごくやりやすい形になるので、ぜひ東京都では私たちがやってもらいたいことをどんどん実施してもらいたいと感じてございます。

資料6を見ながら、この4期に向けた検討課題の中で、今、実際荒川区の状況を簡単に御説明したいと思います。

まず、「相談体制の整備」では、ひとり親家庭が繋がらないというのが荒川区の中でも出てきております。児童扶養手当も全て同じ課で所管をしておりますので、実際に離婚をした方が来庁され、手当の手続き後、生活をどうしていくのかといった母子相談を行います。または、離婚しようかどうかといった際の事前の家庭相談も、元調停委員による家庭相談も実施しておりますので、先ほど赤石委員からもあったように、離婚前の支援につながらない方や実際にひとり親になってからの生活の見通しがいい方などの相談を受けております。しかし、そのために役所に相談に行くのが難しいと当事者の方々からは聞いております。私たちも相談しやすい環境整備、また、情報へのアクセスのしやすさを進めていくことが、自治体の中でも課題と思っております。

面会交流の未実施に関しては、赤石委員と同様で、すごく厳しいです。特にDVがあった方たちに対しての面会交流を進めるといのはすごく難しいところです。離婚してから半年間ぐらいは生活が落ちつかなくて、やっと落ちついたなというところに、体調の不調も含めていろいろな問題が一気に来たときに面会が始まると、また前の感情に戻ってしまって、その方の生活が落ちつかなくなってくるというのがあります。明石市が面会交流を進めているのは聞いております。東京都のほうでそういった事例を出してもらいつつ検討させてもらえたらと思っております。

次の「就業支援」では、働いていらっしゃる母親は8割、9割とすごく多いです。父子の方は正規職員が多いですけども、母子の方はパートと正規職員と半々というのが通常です。どうしても所得の金額も低いというところがあるので、就業支援をどううまく回していくのが課題で、高等職業訓練であったり、いろいろな事業を加えながら支援しているところです。次の「子育て支援・生活の場の整備」が一番厳しいのが、やはり住まいに関するところです。母子生活支援施設は2年という期限を一応決めている中で、なかなか次の住まいに行けない。でも、行かなければいけないという中で、すごく不安に思う方々が多いです。住まいは一足飛びに母子だけで生活できるというものではないため、何かその途中の中間支援になるようなもの、シェアハウスであったり、まだまだ生活を支援してくれるような人が一緒にいながらの次へのステップという何かあればいいなというところを検討しているというところです。

最後に「経済的支援」は、児童扶養手当、児童育成手当があることによってある程度生活できているというのがありますが、子供が高校を卒業してしまうと、その後、やはり困窮してしまう。

アンケートをとったときも、乳幼児のときにはいろいろな手当だったり、支援があるか

らいいけれども、子供が学校に行って、それこそ中学、高校になってくると学費がかかってくる。そういった学費のところはなかなか支援できない、支援してもらえない中で、子供が高校を卒業してしまうと手当も全部なくなってしまうといった中で苦しいよというような声が聞かれます。そのころになって、就業しようといっても、お母さんの年齢も上がってきている中で、正規就労はやはりなかなか難しい。今回、この計画の中で荒川区の状況も御紹介させていただきながら、いい支援に取り組んでいけたらなと思っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員、お願いいたします。施設の検討は次回が中心になりますので、ここではここまでの議論の中でもし御意見がございましたら、どうぞお話しただければと思います。

○齋藤委員 今、委員長がおっしゃってございましたように、母子生活支援施設については次回ということがありますので、そちらのほうではなく、現在、私の立場と、あと仕事をしている中で感じていることをお話しさせていただければと思います。

4月から、東京の母子福祉部会の部会長になりました。そして、つい最近ですが、全国の母子生活支援施設の協議会の制度施策の委員長になりまして、東京と全国の施策的なつながりを考えながら仕事をしております。

私が今所属をしておりますのは、大田区立ひまわり苑という母子生活支援施設で、指定管理の施設なのですが、20世帯の母子生活支援施設に緊急一時保護と子育て支援事業をやっています。

緊急一時保護事業のほうは、20年以上前につくられたひまわり苑ですけれども、そのころからも単身の女性も使えるようにということで利用しておりますので、特定妊婦の方も利用されれば、高齢者の方が虐待ということで利用されることもありますし、10代の方が帰るところがないということで、一時的に保護されてということで利用することもあります。

もう一つ、子育て支援事業のほうは地域の子育て世帯ですので、母子世帯の方だけではなく父子世帯の方も利用されているという傾向の中で、共働き世帯も使われたりしているのですが、父子世帯の方が毎年少しずつふえているかなという印象があります。

私はずっとひまわり苑を見ながら、実は自分の祖母が大正の終わりに母子生活支援施設みたいなものを始めたということがありまして、ここ何十年かいろいろな方たちの時代の変化というのを見ていますと、お母さんという存在がどんどん変わって行って、母子生活支援施設を利用されている傾向も変わっているなという中で、傾向としては問題がわかりにくくなってきて、お話ししたり、相談したりしている中でも、相談をしない方がとてもふえてきているなという印象がありました。

どうしてそういう状態になっているのかなということを、利用者の方たちを見ていると、まず暴力被害を受けていたり、何らかの障害があったり、高校を中退していて中学卒業の

状態で、仕事に有利な資格がなくて、子供が小さくて、さらにその子供が障害が何らかの形であるという方たちが簡単に相談をするのだろうか、自分なりに考えてもなかなか相談ができない。その相談をやっとできるというような方が見つかるかどうかというところが一番大事で、相談した後に、依存的ではなく、自分たちらしい自立の仕方というのが、利用期間がどのくらいあるのがいいのかというのはここ最近悩んでいるところです。

小さいうちから自分の悩んでいることを言えるような、そうした生きる力を身につけるようなことが必要なのかなということで、ここ最近は大田区の中で、施設の中だけではなくて、退所した後の方も地域の方も利用できるプログラムで、地域のほかの社会福祉法人さんと連携させていただいて、働くことの体験だったり、健康の支援だったり、あとは学習支援だったり、食事をつくることのできるような食の支援だったりという4つのプログラムを今やっている最中です。

そうした自分の言葉が自分で言える、あとは自分の生活を自分で送ることができることを小さいうちからやっていくことが大事なのですけれども、今、うちの地域の中では子供、若者、ひとり親の方も、何歳になっても何度でもそうしたものにチャレンジできるようにということで今やっております。

施設の利用者の方は収入が100万未満でして、相談相手がもともとすごく少なく、家族からの援助も余らないという中で、お仕事も一生懸命探してするのですけれども、自分の思うものがなかなか見つからない中で、パート就労をしていく選び方。先ほども、赤石委員もおっしゃっていましたが、今、自分でできそうだといいところで選んでいくので、10年後に同じような仕事があるかといったら、そうではないものを大分選んでいってしまうのですね。

それを考えると、できれば施設にいるうちにいろいろな資格取得ができる情報を、今も施策はあってもその施策を使うというところまで行かないので、それが使えるようなやり方が何とかできないかなと考えながら、お母さんのプログラムもそうした視点のもとでやっていくと、少しずつではありますが、就労の形態が変わってきて、正規の人が少しずつふえていたり、就労する人もふえていたりという中で、生保の受給率も一部受給に変わっていくということがありますので、そことあわせて、健康と自分の経済的な環境と、子育て支援も含めた環境づくりを地域の中でもできるような、そんなものができればなと思っています。

また、来月、母子のことでいろいろと皆様と御検討することになるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○森田委員長 続きまして、きょうはひとり親協議会の椎葉委員の代理でおいでくださいましたけれども、何か御意見がございましたらお願いいたします。

○伊藤事務局長 今回は、協議会のほうも資料を、どんな資料がふさわしいのかわからなかったのですが、1枚お出ししております。赤石委員資料に続いて1枚、A4の横でお出ししています。

今回、私どもの協議会の報告、紹介を兼ねて、このような資料をつくったのですけれども、ざっとこの説明をしてからお話を始めたいと思うのですが、この資料の左側が私ども協議会の法人事業でやっているものでして、右側の6以下は、東京都さんから委託を受けまして、ひとり親家庭支援センター事業ということで行っている事業を記載しております。

左の法人事業のほうは、記載のとおりなので読んでいただければいいのですけれども、東京ムーブ事業、ムーブという名前をつけまして、母子の会員789家族に登録してもらって、さまざまな行事をやっております。また、招待イベント事業、それから企業の社会貢献活動への支援ということで、基本的にはひとり親家庭の子供たちの経験格差を少しでも解消しよう。一般家庭という言い方はどうかと思うのですが、一般家庭との間のそういった経験格差を解消しようということで、さまざまな交流事業であるとか、そういったことを行っております。

ここに書いてある事業は、ひとり親家庭の皆さんにとっては非常に大人気で、ホームページに載せるとすぐさま埋まってしまうということで、ニーズとしては相当高い事業ということで私どもも取り組んでいるところでございます。

この中で、先ほど企業の社会貢献活動の話も出ましたけれども、30年度は特にそういった広がりを感じております。全国母子協会のローソンの奨学金は続いているのですけれども、りそなさんから新しくキャリア支援の申し出があって、1人40万、12家族ということで支援をいただいたり、記載のとおり、さまざまな企業からの呼びかけがあって、私どもは取り組んでいるところでございます。

それから、右側の東京都さんからの受託事業ですけれども、件数だけを挙げて無味乾燥な資料になっていますけれども、一般的に言いますと、相談事業に対する非常に強いニーズがございます。

それで、就業相談、離婚前後の法律相談、生活相談、養育相談、これにつきましても、例えば養育相談などは昨年度に比べて3割増であるとか、数字から見ましても相談に乗ってほしいという声は非常に強いです。

昨年、(3)離婚前後の法律相談ですけれども、相談人数199人とありますが、これは実はキャンセル待ちが相当出ていまして、272人のキャンセル待ちが出まして、その中で何とかキャンセル待ちで翌月、翌々月で対応した方々が108人で、未対応に終わった方々が164人いたというのが30年度の実態でございました。

今年度、東京都さんからの予算を大幅に増額していただいて、相談の回数を216回から501回、倍以上の回数をとということで対応していただいたところ、4月から非常に好調で、そういった未対応の方たちが出ないように、直接相談に結びついているというような結果で、一定前進しているというところはございます。先ほどの計画の中での相談体制の整備というところでは、この点については前に進んでいるのかなと思います。

ただ、養育相談とかその他の相談につきましては、なかなか厳しい状況もございまして、例えば(1)の就業相談の電話は4,911、面接1,000件とあるのですが、これも1日に直し

ますと、電話が14件、面接が3件というところで、今、3人の相談員で対応しておりますけれども、もっと相談に乗ってほしいという方々が多いです。特に就業相談は、とにかく就労しないといけないのだということで、ひとまず仕事についてお母さん方が、少しでもステップアップしたいといったことで就業相談に来る方が非常に多くなっている。相談窓口でも、単に仕事を紹介すればそれで終わりということではなくて、定着支援ということで、その方についてその後のフォローアップの体制をとろうということで、現場ではそういう対応をしているというところでございます。

ちょっと漠然としていますが、あとは資料で私どもの取り組みについて見ていただくと、大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、柳瀬委員、お願いできますか。

○柳瀬委員 私は小平市から参りました。

業務といたしましては、主に子ども家庭支援センターの事業がありまして、また係には母子・父子自立支援員がおりまして、ひとり親の方からのさまざまな相談を受けております。

先ほど荒川区さんからもいろいろ業務の御説明がありましたけれども、小平市でも同様の事業を行っているのですが、最近、母子・父子自立支援員との話の中で、経済的な支援があっても、保護者の方が例えば精神疾患などの病気で子どもの養育能力が低い方の場合ですと経済的な支援だけではどうしても無理と。何かしらさまざまな施策につなげていかなければいけないけれども、それがどうしてもつなげていけない困難をすごく感じているという話を聞いております。

実際に施策がいろいろありますけれども、それらが本当に実際に効果のあるものにするにはどう保護者につなげていけばいいかというところを考えながら、取り組んでいるところ です。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから東京都の委員からお願いしたいと思います。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 東京労働局の山口と申します。よろしく申し上げます。

資料6の中で言いますと、我々労働局は2番の「就業支援」が大きな部分を占めるのかなと思っております。我々の事業の中でここに当たるのが生活保護受給者等就労自立促進事業とマザーズハローワーク事業、この2つが主なものということになっております。

生活保護受給者等就労自立促進事業としては、児童扶養手当や生活保護受給者の方々に、福祉事務所等の支援機関からハローワークのほうに就労支援の要請があったときに、ハローワークのほうで担当者制で個別支援を行って就労支援につなげていくという取り組みをやっております。

この事業の実施に当たりまして、ハローワークと地方公共団体の福祉部門の方が同じフロアで一体的に支援するというので、一体型の実施事業というものを行っておりまして、30年度においては17区4市、23カ所で実施させていただいております。

ただ、私も4月に今のポストに来まして、過去ハローワークのほうに視察に行ったのですけれども、ハローワークというのは相談に来られた方に対しては支援させていただけるのですけれども、来ていただかないとこちらもわからない。そういう意味では受け身な部分があるのですけれども、そういう意味でいかにハローワークの存在を知っていただくかというのは今後の課題かなと認識しております。

そういった部分もございまして、毎年8月に児童扶養手当の現況届の提出時期がありますので、その時期を捉えまして、各地方公共団体のほうにハローワークが出張相談という形で窓口を臨時で設けさせていただきまして、就労支援をやっているのだよとアピールしつつ、早期就職に向けた就労支援を行っているところです。これについては、30年度は29カ所で実施させていただきました。こういう事業をやりつつ、地方公共団体の方との連携はある程度進んでいるのかなと思います。ただ、来ていただかないとなかなか支援ができないという、その部分は課題かなと。

もう一つ、マザーズハローワーク事業。これは子育て中の女性や、ひとり親の方もそうなのですけれども、仕事と子育ての両立を目指す方のために、専門の職業相談窓口をハローワークに設けまして、これも担当者制で一人一人のライフスタイルに合ったきめ細かな就職支援というのを行っているところです。

ここでは、仕事と子育ての両立がしやすい求人というのをピックアップしまして確保する。そして、地方公共団体、関係機関の方と連携して、保育所や子育て支援サービス、そういった情報を求職者の方に提供している。そういうことを行っております。

これはハローワークの中で専門窓口として1区画を使って行っていますマザーズコーナーというのと、この事業を専門施設として設置しているマザーズハローワークというものがあります。このマザーズハローワークのほうでは、定期的に就職支援セミナーであるとか、分野を絞ったミニ面接会であるとか、そういったものを行っておりまして、担当者制により就職率は94.6%と、かなり高い成績といえますか、効果はあるのかなと考えております。

マザーズハローワークのほうを視察したときに担当者に聞いた話ですと、利用者の方が仕事を探すときの基準が職種ではなくて勤務条件。勤務時間帯であるとか、勤務地。やはり子育てと両立ということで、昼間、短い時間になったり、家から近いところとか、まずそういうのを基準に仕事を探されている。そういう傾向が強いということを聞きました。

その中で、時間が短くなりまして、パートとか、どちらかというとな非正規の部分が求人が集まりやすいのですけれども、そこはハローワークとしても正規雇用の求人を確保していこうと努めているところでございます。

あともう一つ、仕事はある程度決まったのですけれども、今度、子供の預け先も並行し

て探していかなければいけない。特に、先ほどおっしゃっていましたが3歳未満の子供の方は4割、保育園の確保ができないとなかなか就職もできないという部分がありますので、この部分の連携というのが何かうまくできていければなと感じております。

以上でございます。

○森田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、住宅関係で、東京都の住宅政策本部住宅企画部の小井沼委員のほうからお願いいたします。

○小井沼委員 住宅政策本部住宅企画部企画担当課長をやらせていただいております小井沼と申します。どうぞよろしくお願いたします。

住宅政策本部に関しましては、民間賃貸住宅を施策対象とする住宅企画部、あとは都営住宅の経営を担当する都営住宅経営部の主に2部で構成されてございます。

住宅政策に関しましては、施策推進の中で福祉のほうと関連が深い部分がございます、今後とも福祉の分野との連携に関しては重要だなと考えてございます。

また、御紹介にありました統計にありましたとおり、ひとり親家庭に関して収入の面であるとか住まいの面に関して非常にお困りということがございまして、ひとり親家庭向けの住宅施策も今後とも引き続き取り組んでいかなければいけないと考えてございます。

私のほうからは、第3次の計画以降、住宅政策の関係でひとり親家庭に関する施策の御紹介をしたいと思います。都営住宅に関しましては、担当者が来ておりますので、担当から説明させていただくのですけれども、私のほうとしては民間賃貸住宅政策を中心ということでございます。

資料5-2の4ページ目のほうで、現行計画にない新規事業ということで御紹介いただいております。

まず、(3)の20番ですけれども、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進ということで、こちらの住宅確保要配慮者というのは我々の住宅政策で使っている用語ですけれども、子育て世帯が含まれてございます。子育て世帯の中には当然ひとり親家庭というのにも含まれているものでございます。

これに関して、民間賃貸住宅の供給の促進ということで、第3次計画の中では東京都の居住支援協議会についてのみ記載されていたのですけれども、平成29年以降、こちらの本文にも書いてありますけれども、住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の登録制度が立ち上がっております、備考にもセーフティネット住宅と書いているのですけれども、子育て世帯等の入居を断らない住宅ということで登録をさせていただいてございます。

また、居住支援法人ということで、住宅確保要配慮者の方々が民間賃貸住宅に円滑に入るように、さまざまな相談や賃貸住宅のマッチング等を行う法人ということで指定をさせていただいてございます。これは、備考にもあるとおり、順次指定を進めているところですので、現行の計画の43ページにNPO法人のリトルワンズさんの取り組みが御紹介されているのですけれども、この団体もひとり親家庭向けの居住支援事業に特化した法人とい

うことで、東京都の居住支援法人に指定をさせていただいているところでございます。

ひとり親家庭に関しましては、民間賃貸住宅の大家さんにとっては、収入が不安定で、家賃の支払いもあわせて不安定なのではないかとか、そういった大家さんの不安があって、民間賃貸住宅に対して入居を断る例があるということもありますので、そういったところの居住支援、不安を解消するようなサポート、大家さんに対してもひとり親家庭に対してもサポートが必要ということで、今後とも継続が必要かなと考えております。

もう一点、資料に戻っていただきまして21番ですけれども、東京都の政策連携団体の東京都住宅供給公社におきまして、ひとり親世帯向けの入居がしやすいように、一部、要件等の緩和をさせていただいております。こちらは【支援内容】のところにあるとおり、契約日から3年間は、子供が18歳になる年度末までの募集家賃から20%割引をするというようなことも開始しておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上となります。

○森田委員長 それでは、都営住宅のほうの担当の渡辺委員の代理で出口課長代理、お願いいたします。

○出口課長代理 御紹介にあずかりました出口と申します。本来であれば渡辺のほうから説明をするところでございますけれども、代理の私にて失礼させていただきます。

うちのほうの担当は都営住宅でございまして、いわゆる公営住宅ということで、自力でなかなか住宅を確保できない方に低額の家賃で住宅をお貸しするという事業を行っております。都内に26万戸ほどありまして、私のほうの担当はその管理制度をやっております。

都営住宅の現状でございますけれども、資料5-1の9ページの(3)住居の確保の43番、都営住宅の優先入居ということでございまして、都営住宅の倍率の優遇制度とか、ポイントによる募集をやっております。これは年4回ほどやっております。

それと、母子生活支援施設から出られた方に対して、特別割り当てということで52戸ほど提供させていただいております。現状としましては、平成30年度まではこのような形で、ひとり親の方に対して住宅の確保ということで、その一部でございますけれども、支援をしているところでございます。

それと、資料にはついてございませんけれども、昨年10月からうちの住宅政策本部は、都営住宅の管理のあり方ということで住宅政策審議会というものを立ち上げてございまして、もしかして御存じの方もいらっしゃると思うのですが、その中の一つのテーマとして、子育て世帯の支援ということでひとり親についても議論がありました。その中で、今まで対象ではなかった期限つき入居制度、10年間の定期住宅があったのですけれども、そのひとり親世帯についても追加すべきではないかという意見をいただいております。

答申自体は今週末に知事宛てに出される予定となっておりますので、その答申を受けて、当部のほうで期限つき入居制度に拡大ということで、ひとり親世帯について入居の検討を始める予定でございます。

まだどうなるかというのは、答申も出ていないのであれですけれども、そういう動きが

住宅政策本部ではあるということですので、また、この計画に新たに記載ができればなと思っております。

都営住宅は入居がなかなか難しく、世帯向けでも20倍ということもありまして、先ほどもありましたけれども、なかなか当たらないということと、期限つきはなぜ対象ではないかという意見もいただいていたところですので、そういった取り組みについても拡大していければなと考えております。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、産業労働局の萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 産業労働局の萩原と申します。

私のほうでは、就労支援の分野で都でいろいろ取り組みをしておりますので、そちらの御説明をさせていただければと思います。

資料5-1の4ページに項目がございます。15番、東京しごとセンター事業とありますが、当局の政策連携団体として東京しごと財団という団体がありますが、当局からの委託という形で事業を行っているところですが、そこで一人一人の適性や状況を踏まえたきめ細やかな支援ということで、全年齢を対象とした支援とともに、下段のほうにございます「女性しごと応援テラス」で、家庭と仕事の両立をしながら就労していきたいという方を対象にきめ細やかな就労支援も実施しているところがございます。

こちらは平成26年から立ち上がったところでございます、年々利用者も増えているところで、利用者からのアンケート調査、9割ぐらいの満足度をいただいております、非常に有効なものではありますが、これ以外にも16、17ということで、保育つき職業訓練といった事業とか、eラーニングとか、その他様々な事業をやっています。

事業終了とついている、こちらですが、実は資料5-2の1番に女性向け委託訓練という項目があるかと思うのですが、こちらの記載事業自体は終了しましたが、後継事業として新たな事業展開もしているところがございます。

この項目に載せている以外にも、例えば保育つき訓練とか、マザーズハローワークと連携して就労支援のプログラムを組んだり、そういった形でかなりいろいろ充実したきめ細やかなサポートを行っております。

ただ、まさに話としても若干出ているところではあるのですが、こういった支援のメニューがあるのですが、そこに実際に届いていないといったところがございます、ここをどう工夫していくかというのが今後非常に課題になってくるのかなと思っております。

区市町村さんとも連携して、再就職支援プログラムみたいな形で、地域でのセミナーもやっているのですが、やはり全てのところにまだ行き届いていないところがございます。

この資料以外のお話もさせていただこうかと思っております。昨年、小池都知事から全ての都民の就労を応援する条例を、今後都の方でつくっていききたい、施策展開もしてい

たいということで、昨年の11月からですけれども、その条例制定に向けた有識者会議を設置しまして、いろいろ議論を始めているところでございます。

実は、前回会議で、赤石委員もお越しいただきましてお話しいただいたり、事務局でもひとり親家庭福祉協議会さんの方にもお伺いさせていただいて、ひとり親家庭支援センターの状況もヒアリングをさせていただき、ひとり親家庭の抱える就労にあたり困難な状況とかお話を伺いながら、今いろいろ検討を進めているところでございます。

この委員会の中で、一つの就労に困難を抱えている方々の対策として、複合的な要因というか、例えば貧困であるとか、住宅であったり、複合的に存在している話がありました。

そうなってくると、実際に対応しているそれぞれの部署が連携をとって繋いでいく支援が重要なのかなと思います。

この有識者会議の議論は、今のところ秋ぐらいまでに取りまとめをする予定ですが、そういった議論も踏まえながら施策展開もしようと考えております。そういった内容も今回のこの計画にも反映できればなと思っておりますので、御協力をお願いできればと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

ここから新保さんと私が少しお話をさせていただくという形で進めたいと思います。

どうぞ。そんなに時間があるわけではないので、十分にはいかないですが。

○新保副委員長 私は、今、自分の研究の関心として持っているのは、最善の利益ということです。児童の最善の利益ということはどう考えるのかということにとっても関心を持って研究をしています。

その視点から今回のこの計画のことを考えると、一人の女性のおなかの中に宿った胎児が出生し、そして学生時代を過ごし、成人していくというプロセスの中で、その子供の最善の利益を考えた上でひとり親家庭の支援を考えていくということはとても必要なと思います。

同時に、とても大変な思いをして一人の女性が子供を育て上げていく、そのプロセスでは子供がとても大事にされることになりますから、母自身の自分の人生を支えるということもどこかで考えておかなければいけないなと思います。

子供が自立した後、いわゆる法律上は寡婦となりますが、寡婦となった後の一人の女性が、その後、生活がそれほど苦しくならないで済むような支援を考えていかなければいけない。これも長い目で最善の利益ということを見た場合には、その時間の流れを考えていく必要があるかなと思います。これが第1点です。

あと2つお話しさせてください。第2点は、この計画の策定の時期が2020年から2024年を意識しているということです。この間に何が起こるかということです。今年中に消費税が上がるかどうかわかりませんが、上がるということが予定されています。それから、来年オリンピックが東京で行われて、その後どうなるのかということ。それから、国際的に

言うならば、米中の経済摩擦のことがあり、EUでも国同士の争いが内部で起こってきているという状態にあります。

その2020年から2024年という時期に、我が国の東京の失業率とインフレ率がどうなるのかということに物すごく関心を持っています。というのは、失業率が下がれば就労はしやすい、上がれば就労がしにくい。インフレ率が上がれば物価は上がるかもしれないけれども、経済活動は豊かになるだろうという感じがします。最低賃金がどうなるのか、家賃がどうなるのか。

これは先ほど、いろいろな支援の仕組みがあって、公営住宅のことをとても大事にしている、就労支援のことをとても大事にしている、とても大切だと思いますが、失業率、インフレ率がどうなるのかということは特に意識しておかなければいけない。2020年から2024年に関しては、我が国も、そして東京も、経済活動で言うと大きな曲がり角を迎える時期に来る可能性があると考えています。失業率、インフレ率、そして東京の家賃がどうなるのかというのは、この計画を立てる上ではとても重要なキーポイントになるだろうと思います。

3点目は、改正された児童福祉法の3条の2の中で、家庭という言葉があります。子供の最善の利益を生かしていくために、家庭という場をととても大事にしようということを再度我が国は確認しました。家庭という場ということ考えたときに、血のつながりがある親子関係をベースにしたものを家庭として定義していますが、この家庭を支援する仕組み、これは東京都が行っておられる子供・子育て会議、そして、社会的養育の会議とも関連すると思いますが、家庭を大事にする。

私たちが扱うひとり親家庭の支援との関係で家庭ということ考えたときに、ひとり親家庭が自分の家で暮らすという意味の家庭、もう一つ、3条の2では明確に書かれていませんけれども、次回のテーマになる母子生活支援施設という場も家庭ということがそのまま施設に入っている場とも考えることができると思います。母と子が一緒に暮らす場としての母子生活支援施設をどう生かしていくのかということはとても大事だと思います。

そのときに、最善の利益を中長期的、中長期というのは10年、20年、場合によれば30年、40年、つまり次の親になったときにどうなるのかということ意識しながら、この計画づくりにかかわっていきたいと思っております。

以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

ここまで委員の方々のさまざまなかわりの中で、取り組みや、あるいはお感じになっていらっしゃることを伺ってまいりました。

時間も非常に限られておりますけれども、私も少し時間をいただいて、私自身が今感じていることの中で、第1回目のところ恐らく私がやっていることの中でお役に立ちそうなことは何だろうと思って、実は提出資料として出してありますのでごらんいただけたらと思います。

全てをお話しすることはできませんけれども、つながりということの中で、今、ひとり親の方たちの暮らしを見ていると、つながりということのいろいろな課題がある。それは、親子関係の中でのつながりという問題であったり、あるいはその親子を取り巻いている家族の中でのつながりの問題であったり、あるいはそこを支えている人たちとのつながりの問題であったり、かかわっている人たちとのつながりの問題であったりですけれども、それが複雑な形で、実は関係性がある意味では切れている。そのつながりがうまくいけばいいわけですが、つながりがうまくいなくて切れてしまう。その中で、先ほど来、皆さんのお話がある孤立という問題がさまざまな問題を引き寄せていく。ここを誰がどのようにかかわっていけば、このつながりということを、ある意味ではうまくつないでいくことができるようになっていくのか。ここをいろいろな形で皆さんが工夫し、そして取り組んでいращやるのだろうかという感じがしております。

本になっておりますのでぜひお読みいただきたいのですが、きょうの皆さんのお話の中にも幾つか私が日ごろ感じていることが出てまいりました。この研究自体は、実は5年余り、私どもの大学のほうで共同研究で取り組んできたことの総まとめをした本の巻頭のところで私が書いたものですが、この研究の大もとになっているのがひとり親の方々が地域でどんなふうに関りごとを抱えているのかということの中から、社会福祉の課題というものを考えたのがこの研究だったわけです。

つながるといことは実は本当に難しく、その人が意欲が持てなければつながることはありませんし、また、意欲がなくてもそこにつなげるということをしないと、そのつながりの中で、特に母子の場合、あるいは父子の場合、ひとり親の場合には子供がそこで放置されてしまいますので、それは即、死につながってしまうというようなことも起きてきます。

そういう意味で、つなぐ、つなげるということは、つなぐ力がどう育っているかということであったり、つなぐということの中で言えば、気持ちになれないというようなことも多々発生してくるわけです。しかも、つながる力を持っていたとしても、先ほど来のさまざまな事業を見ていくと、その事業が全ての自治体にあるわけではない。あるいは、自治体にあったとしても、それが非常にわかりづらくて、自分がそれを使えるかどうかということもわからない。あるいは、その事業がそれぞれのところで行われているのだけれども、その人にとって本当に価値のあるものになって届かないということであったりします。

福祉の課題というのは、私たちは昔、こんなふうに言いました。例えば、さまざまな問題を抱えている人たちを見守り続けていくことが必要だねということや、あるいは寄り添っていくことが必要だねということが言われました。寄り添い、見守る社会が大事だと言われながら、それを進めていくと監視社会になってしまうのではないかと、またそこもいろいろな危惧が出てきたわけです。

しかし、きょうお話があったことの中でも、私はとても感じたわけですが、見守るとか寄り添うというところからもう一歩進んで、どうつなぐか、どうつなげるか、つな

がるかということを考えないと、暮らし自体をまだ非常に混乱の中で、自分自身が子育て、あるいは子供との暮らしと家族の中で十二分な力を発揮できない状況の中には、その力をどういうふうにつなぎながら、維持、展開させていく、そういった家族を多く東京の中に育てていくかということがとても大事な視点という気がいたします。

そのときに、ひとり親と子供の家族が孤立しないような仕組みというもの、それをつなぐ人って一体誰なのか、つなぐ仕組みって一体何があるのか、きょうの話の中でも、例えば最近私がとても注目しているのがハローワークなんかの担当制という仕組みです。

この担当制が丁寧に行われていけば、障害のところで行われているような、ずっと継続した、恐らく就労のところのサポートまでしないただけののだろうと。だとすると、この見守りと地域の中での暮らしということの見守り、あるいは3歳未満のお子さんが多いのだとすれば、そこを支えている保育園等の支え、あるいは保育園に入れないのだとすれば、地域子育て支援なんかのところでのつながり、こういったものがどうやってそれぞれの方たちの暮らしを支えていくという仕組みになっていくか。こういうところが非常に今大きなテーマなのだろうと思っています。

きょうのお話の中で皆さんがおっしゃってくださった、ひとり親という人たちの暮らしを考えたときに、やはり暮らし全般ですから、さまざまな分野の、きょうはお話がありませんでしたけれども、子供の側からすれば当然教育の分野ですよね。こういった学校とか教育というものも非常に大きな課題がありますし、それは子供自身の問題でもありますし、全国の調査結果なんかを見ますと、高校中退であったり、中卒である親たちが大卒の親たちと比べるとはるかに生活困窮という状態の中にあるということもはっきりしてきておりますので、そういう意味では親たちのキャリア形成そのものもまさに今大きな課題なのだろうと。

そして、そのことが親子の暮らしにとって余り負荷ではない形でずっと継続していかれるような仕組み、誰がどのように中核になって支援をしていくのかということがとても大きい課題だときょう感じました。

皆さん、例えば弁護士の方に相談したい、医療の方に相談したい、こういった気持ちもたくさん持っていらっしゃるわけですがけれども、もうちょっと身近なところで地域の中で相談というのは、一体誰がどうやってそこを仕切っていくのか。それは恐らく基礎自治体のところにその役割を担っていただかなければならないでしょうし、もっと地域子育て支援のところで担っていただかなければならないという仕組みなのだろうと思います。それと専門的な支援というものがどういうふうに連携を組んでいくのか。このあたりは、多分ここ5年の大きな課題ではないかと思っております。

特に、暮らしがどんどん今厳しくなっているということは、皆さんおっしゃっているところでもありますし、そして、子育てを終えた方々の後期の暮らしのところもとても大きな課題に今なってきているところです。こんな問題も本当はひとり親のところでも考えておかなければいけないことだろうと思っておりますので、ぜひ皆さんのお力をかりて、ここの

中で政策として打ち出せることを、特につなぐということの一つのキーワードにして御検討いただけたらいいかなと思いました。それを一つの施設の中でおやりになっていらっしゃるのが母子生活支援施設ですので、次回の会議のところでその話を集中的にできるかなと思います。

私がここ20年ほどずっと取り組んできております10代で出産した親の状況、この人たちは6割ぐらいがひとり親になっていきますので、そういう意味ではひとり親予備軍みたいな形になってしまうわけです。そうではない、この人たちが例えば両親世帯で暮らし続けるためには一体何が必要なのかということも、私たちは考えなければならないことですので、ちょうど昨年ですが、東京都の女性相談センターの通信に少しまとめたものを書かせていただきましたので、またお時間のあるときに読んでいただけたらと思います。

つながりが非常に断たれやすい女性たちの問題として、子供期を保障されなかった女性たちが子供を育てながら子供期を回復させていくことに取り組まなければいけないという意味で、大変難しい問題ではありますが、この人たちが全国では1万人ぐらい毎年子供を産んでいるわけで、東京都の中でも一定数の人たちが子供を産んでおりますので、こういった人たちに対して何ができるかということも含めて考えていければということを考えております。

私のほうからも発言させていただきました。

ここからですが、事務局のほうで、例えばこういうことについて、今のお話の中で少し補足をしていただければいいかなとございましたら、ここで御発言いただけたらと思います。
○玉岡課長 では、事務局のほうから3点ばかり。

赤石委員のほうから2点御質問等をいただいております、1つが子供の貧困といった視点で、首都大の阿部彩先生の実態調査も引き合いに出されて、そういったことも含めてこの会議がどこまでその対象となってくるのかという御質問だったのかなと思います。

基本的に、子供の貧困全般につきましては、資料3のほうにもございますけれども、①の子供・子育て支援総合計画が、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に並びまして、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画としての位置づけを兼ねてございますので、基本的にはそちらの中で御議論いただくものかと思っておりますが、今、委員が御指摘いただいた部分について、ひとり親家庭でこれからの議論に資するものについては、また御教示等も御議論の中でいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2点目でございます。面会交流について、今回の資料について表現に違和感をお感じになられたということでございます。こちらにつきましては、今、面会交流とセットでよく語られる共同親権とか、そういったことについても、法務省のほうが今月、離婚後も父母の双方が子供の親権を持つ共同親権制度導入の可否について検討をしていくということも明らかにしておりますので、そういった検討状況も踏まえつつ、一方で、きょう赤石委員とかほかの委員の皆様からも、伊藤委員からもいただきましたけれども、それは現実とし

ては厳しい部分ではないかということも御指摘いただいていますので、そういったことも含めながら、都として面会交流についてどのように打ち出していくかについては、皆様方の今後の御検討をいただく中で考えさせていただければと思います。

3点目、荒川区の伊藤委員のほうから、明石市の事例についてというところで御指摘がありました。面会交流だけでなく、明石市については養育費など、子育て施策について先駆的な取り組みをされているということで、養育費については参考資料4で御紹介させていただいているところですが、面会交流についても、例えば夫婦間の話し合いにおける、参考資料として明石市では独自に手引とか合意書の様式などを作成しているという状況もありますので、そういったこともまた改めてこちらで参考となるものが提出できるようでしたら、まとめて次回以降のこの場で御提示をさせていただきたいと思っております。

私のほうからの補足は以上でございます。

○森田委員長 ほかの委員の方で、今日の議論の中で追加とか何かはございますか。

どうぞ、赤石さん。

○赤石委員 思いつきで大変申しわけないのですがけれども、住宅支援の中で、先ほどもシェアハウスとか中間的などという議論があって、シングルマザー向けのシェアハウスは、今、全国の業者さんが集まって少しずつつながりをつくろうとしておられます。

そこでお話を聞くのは、そこにDV被害者の方が来て対応に困っているとか、不動産業者さんが福祉的対応を迫られている。なぜなら、普通の一時保護とかそういうところは携帯を取り上げられてしまったりするので行きたくないという方がいらっしやるとか、いろいろな事情がそこで語られております。

ですので、何らかの資料とかをここで議論されたほうが、都内にも幾つかありますし、実は福祉の対応をしておられるということがございますので、私は名古屋の2月の会議に参加させていただき、名古屋のシングルマザー向けのシェアハウスを見学させていただきました。誰が詳しいかという、葛西リサさんだと思うのですがけれども、どういうふうにしたらいいのか、私にはそのアイデアはないのですが、ぜひ調整していただければ、母子生活支援施設という住まいと同時に、今起こっている民間支援のあり方をここで議論しないと、効果的なものにはならないのではないかと思います。

○森田委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

きょうのお話の中で、先ほど私が最後に少しまとめさせていただいたことの中でも表現させていただきましたけれども、今のお話を含めて、危機的状況の中でどう保護するかという話ですね。その危機的状況の中での保護というのは、もう絶対的に保護しなければならないわけです。その保護というものがどういう形で今行われ、そしてそれはどんなふうにご利用する人たちにとって価値のあるものになっているのか、あるいはその中で何が今課題なのかということがあると思います。

特に、ここから東京都の場合には、母子生活支援施設も23区の場合には各区への運営の

移管が行われていきますね。そういう中で、共同でいろいろ支援していくということと、個別の事業として各区でやっていくことのバランス等についても考えていかなければいけない。やはり一つのところでできることは限界がありますので、特に齋藤さんが今回参加してくださって、次回のところでは、ぜひそういった東京都全体での取り組みをどうするのかということも考えていきたいと思っております。

こういった保護から、私もずっと自治体のほうでかかわらせていただいていた施策をつくってきていると、施設の中にいたときに守られていたこと、あるいは支えられてきたことが、地域に出た途端にその支えが全くなくなってしまうという事態も起きているわけです。そうすると、地域に出たときに、先ほどの話がありましたけれども、例えば働くということと、子供を育てるということと、地域の中で具体的には子供たち自身もいろいろ活動していきますので、教育の場とか地域との関係性というところでいろいろな困難な状況に至ることになります。

そういう意味で、一つずつ事業としては、例えば進学とか、あるいは学習支援というものがありますけれども、これを地域で暮らす人たちにとって総合化していくということを私たちは考えなければならないだろうと思っております。

そのときに、例えば別れた親はどういうふうに役割を果たすのか、あるいは具体的にはその費用という点で養育費等についてはどういうふうにしていったらいいのかということ。先ほど新保さんがおっしゃってくださいましたけれども、やはり最も弱い子供の最善の利益を考えなければならない。しかし、そのことが一番保障できるのは親たちであるわけですので、親の暮らしをそこで保障しなければならない。こういった連続していく問題、しかし、特に施策自体が単発になってしまいますので、そこをつなぐためには一体どうしたらいいのか。こんなことも、これからの計画の中では十二分に考えていかなければならないことだろうと思っております。

いろいろな課題がある中で、会議自体としても限られておりますので、皆さんの中で気づきの点がありましたら、ぜひとも事務局のほうにいろいろな資料等を御提出いただいて、そして共有して、その議論がこの地域で暮らしている、あるいは東京の中で暮らそうとしているひとり親の親子にとって最も今必要とされているものが計画としてつくり上げるような形での御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、今後の計画の進め方等について、事務局のほうからお願いいたします。

○玉岡課長 ありがとうございます。

皆様方の現場における支援施策の現状とか、ひとり親家庭の支援にかかるさまざまな課題をお示しいただきまして、私ども、引き続き今後の議論の参考にさせていただきたいと思えます。

次回でございますけれども、来月、6月18日火曜日10時から、こちらの都庁第一本庁舎、場所は今度は25階の104会議室になりますが、そちらのほうで第2回の委員会を開催する予定とさせていただいております。

委員長からお話がありましたとおり、次回は母子生活支援施設を議題に、母子生活支援施設を取り巻く現状や課題等について御審議をお願いしたいと思っております。

後日、開催案内を別途お送りいたしますので、御多忙中とは存じますが、御出席いただきますようにどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○森田委員長 この開催スケジュールのところは18日月曜日と書いてありますがけれども、これは間違いですか。火曜日のほうが正しいのですね。

○玉岡課長 失礼いたしました。火曜日のほうが正しいということです。

○森田委員長 それでは、本日の第1回の策定委員会はこれで終了させていただきたいと思います。皆様、御苦労さまでございました。

午後0時03分閉会